



知っておきたい！  
あなたの権利を守る

# 成年後見制度



## 成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの支援が必要で介護保険サービスを利用する際や施設入所に関する契約を結んだりする必要があっても、これらを行うことが難しい場合があります。

また、不利益な契約でもよく判断することができず、契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

## 成年後見制度の種類

判断能力が低下した方の親族などが裁判所に申請する法定後見制度と、将来に備えて個人間で契約する任意後見制度の2つがあります。

### ■法定後見制度

「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれていて、判断能力の程度により家庭裁判所が判断し、選任された法律の専門家などが後見人になります。

### ■任意後見制度

いざという時に備えて判断能力のあるうちに、財産管理、療養看護、生活に関することなどを自らが選んだ代理人(任意後見人)に公正証書で契約しておくことです。

## 【成年後見制度相談窓口】

▼役場保健福祉課  
☎85・4804  
▼障がい者は福祉係  
▼高齢者は地域包括支援センター

## ■旭川成年後見支援センター

☎23・1003  
(旭川市5条通4丁目ときわ市民ホール1階)



## ■特定健診を受けましょう

特定健診は目に見えない体の状態を確認し、健康を維持するための大切な機会です。通院の有無に関わらず、年1回の受診をお勧めしています。40〜74歳の国保加入の方は特に受診を検討ください。

## ■病院で検査しても健診は必要?

健診を受けない方が多くが「病院で検査しているから」と言います。健診を受けた方からも「医者は大丈夫と言っ

	病院	健診
血圧	140/90mmHg 未満	120/80mmHg 未満
血糖値 (HbA1c)	6.5%未満	5.5%未満
LDL (悪玉) コレステロール	140mg/dl 未満	120mg/dl 未満



たのに、この数値だとダメなの?」と質問されることがありますが『通院での検査と健診での検査の判断基準は違います』(左表)。

## ■特定健診の受診方法

比布町特定健診受ける方法は次のとおりです。

- ① 町民総合特定健診(7・10月)を受診
- ② 比布町と契約している旭川市内の病院で健診を受診
- ③ 病院で実施した検査結果を町に提出
- ④ 職場健診の結果票の写しを保健センターに提示

今回は③の「病院で実施した検査結果を町に提出」する方法についてご案内します(下記参照)。

旭川市内の一部の病院に通院の方は病院で実施した検査結果の提示により、健診を受診したとみなすことができます。これにより、通院している方が何度も検査を受けることなく、少ない負担で健診受診が可能になりました。

40〜74歳の比布町国保に加入の方へ

対象となる方には個別にご案内しますので協力をお願いします!



## 【病院で実施した検査結果を町に提出する方法】

### ■対象

令和4年4月1日〜令和5年3月31日までに対象の病院で実施した検査(特定健診の基準を満たす血液・尿検査などを実施していることが条件です)

### ■流れ

- ① 診療記録をもとに対象となる方を選定し、封書またはハガキでご案内します。
- ② 案内が届きましたら、書類またははがきを次回通院時に受付へ提示してください。
- ③ 不足している検査がある場合、検査を追加することがあります(費用は町が負担)
- ④ 病院が検査データの結果を直接保健センターに提出します

### ■対象病院

- 町立ぴっぴクリニック
- 旭川市内の契約病院
- 五十嵐クリニック(6月に封書で案内済み)

